

続『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考

川 口 高 風

はじめに

筆者は平成二十四年十月十二日に『熱田 白鳥山法持寺史』（以下、『法持寺史』と略称する）を刊行した。刊行後、各方面から新しい資料の提示を受けたり、参考となる意見、文献の御教示を受けた。それを考察して報告したのが『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考』（平成二十六年三月『愛知学院大学禅研究所紀要』第四十二号）である。しかし、その後も新事実を確認することができたので本稿が生まれた。今後とも補訂、補遺を続けて正しい『法持寺史』を後世に残したい。

昔から住職になれば、孝順心、報恩行の第一は師寮寺の

続『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考（川口）

寺史、あるいは師僧の行履、語録の編集といわれる。そのため『法持寺史』は筆者個人一代の仕事でなく、今後の法持寺歴住も私と同じ意識をもって資料蒐集に努め、より完璧な『法持寺史』が完成することを念願している。

一、本尊延命地藏菩薩木像について

本尊の延命地藏菩薩木像は、高野山延命寺（現在未詳）と白鳥山法雲寺（豊川市白鳥町）の延命地藏菩薩木像とともに、弘法大師自彫の三昧地蔵の一つで日域唯三の霊像といわれた。（『豊川の文化財（図録）』（昭和五十七年十一月 豊川市）一四〇頁）その出典は、法雲寺に所蔵する『三劫宝飯郡白鳥山地蔵院法雲寺地藏菩薩併白鳥大明神縁起』

で、それには、

白鳥山法雲寺者天文乙卯歲曉譽開葉之地乃淨業之蘭若也。以安弘法大師所彫刻之地藏大士故号地藏院其靈像也。曩者於大師遊履之日三軀齊等所刻鏤而謂諸。日域唯三之靈像矣。座量三尺佐羅陀山涌出威儀而其相如修。多羅說所謂三軀者一奉安高野山延命寺。一奉□尾劬白鳥郷法持寺也。巡礼三処形貌宛然剗剗之跡。織毫不差。宜哉言扶桑三軀聖像者寔不可誣也。

とある。

法持寺と法雲寺との関係はすでに『法持寺史』九十六頁注(2)で考察したが、高野山延命寺については未詳であった。それは現在の高野山（和歌山県伊都郡高野町）に延命寺と称する宿坊、塔頭がないためである。しかし、平成二十九年六月に愛知県曹洞宗第十二教区寺院団参旅行が「高野山参詣」であったため、高野山へ行くとか手懸りがあるのでないかと期待して出掛けた。高野山の案内所で「延命寺」について尋ねたが知る人はいなく、高野山大学図書館に問合せるとよいとの返答であった。

案内所でガイドブックの総本山金剛峯寺編『高野山』

（平成二十四年九月 有限会社高野）を購入し、七十七頁の「山内の寺院」をみたところ、

現在山内には一一七の寺院があり、そのうち五二カ寺が宿坊寺院である。長い年月の間には、二〇〇余カ院もあったが、たびたびの火災に記録も失われ、今では寺院の変遷のあとをつぶさにたどることはできない。

当初壇場に設けられた僧房が、伽藍の発展とともに、壇場を中心に、東、西、南、北の四方に室（むろ）が建てられたのが始まりで、次第に西院、谷上、千手院の各谷に延びていったものと思われる。

古くは登山する人の庵室や、僧房ぐらいしかなかつたが、おいおい住房も建てられるようになり、南北朝時代の頃から江戸時代にかけて、大名、豪族らとの間に生じた檀那関係から経済的結びつきも強くなり、菩提寺としてその規模を増大したほか、各地からの参詣者の増加によって宿坊として大きく発展してきた。

とあり、かつては二、〇〇〇余カ院のあったことがわかった。現在は一一七カ寺があり、そのうち五十二カ寺が宿坊

寺院との紹介である。また、バスガイド嬢の説明に、高野山は明治二十一年に大火があり、多くの寺院が焼失したというを紹介された。それを聞いた私は、弘法大師自彫の延命地藏菩薩木像を祀った延命寺はかつて存在したが、明治期の大火かそれ以前の火災で焼失し廃寺されたのではなからうかと思った。

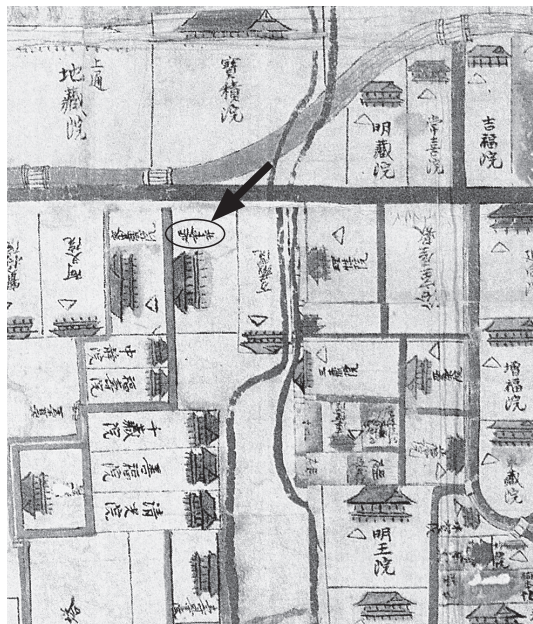
婦名後、高野山にあった寺院名を絵図などから調べてみた。幸いにも日野西真定編著『高野山古絵図集成』（昭和五十八年二月 清栄社）があり、高野全山の境内絵図、木版絵図、印刷絵図などが集成されていた。しかし、これだけではどこに「延命寺」があるのかまったくわからない。刊行後五年を経て『高野山古絵図集成解説索引』（昭和六十三年二月 タカラ写真製版株式会社）が刊行されており、索引から「延命寺」をみたところ、元禄六年（一六九三）七月の「高野山壇上并寺中絵図」、寛政八年（一七九六）の「高野山古図」、天保十年（一八三九）の『紀伊続風土記』などに「延命寺」が往生院谷にあることがわかった。そこで、『紀伊続風土記』高野山之部総論の「往生院谷」（『続真言宗全書』第三十六（昭和五十四年六月 続真

言宗全書刊行会）七十四頁）をみると、

○延命寺

寺伝に大師の開基といふ。末寺三箇寺。伊勢にあり。とあり、弘法大師開基の延命寺は伊勢に末寺が三カ寺あった寺であった。もちろん「高野山壇上并寺中絵図」「高野山古図」にも寺名と建物が描かれている。しかし、明治十二、二十三、二十六年の「高野山寺院調査表」では、「延命寺」の名がなく、そのため『紀伊続風土記』の天保十年から明治十二年（一八七九）の間に、何らかの理由によって移転されたか廃寺されたものと思われる。

以上のことから、高野山の往生院谷に「延命寺」があったことは確かであり、しかも弘法大師の開基であるところから、日域唯三の霊像といわれた弘法大師作の延命地藏菩薩が本尊である延命寺はこれであろうと確信した。しかし、現在は残念ながら「高野山延命寺」と「延命地藏菩薩木像」がどうなったか明らかにならない。



高野山壇上并寺中絵図



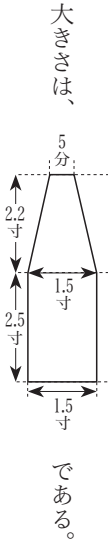
高野山古図

二、開山明谷義光の二十五条衣

開山明谷義光の袈裟と伝えられる二十五条衣が常安寺（愛知県西春日井郡豊山町）に所蔵する。保管されている箱の蓋書きには「御開山伝衣 万松山常安寺」とあるが、いつ頃に安置されたか、箱の製作年次はいつかなどは不詳である。

袈裟は二十五条衣であるが十九条のみしがなく、左より十九条目は短一枚、長三枚があるが、一番下の長一枚はない。また、それより右側の六条は破損して存在しない。全体の縦の長さは三尺一寸五分であるが、横の長さは不詳である。現在、袈裟の短、長などの寸法を測り、左右対とした複製品の製作にとりかかっている。

衣材は麻で、濃い茶色である。裏布は同材で、南山道宣が主張した大衣の重法であり、葉より大麦程の広さを離れた所についてある。十三条の上から二、三寸下の位置に環のついていた環座はあるが、環はついていない。環座の



続『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考（川口）

裏の右から九条には、約四寸六分の紐がついている。一条の長の縦は六寸三寸四分、横は一寸一・五寸、短の縦は二・四寸一・六寸、横は一・五寸である。また、袈裟の真ん中にあたる十三条の長は、縦六・二寸三寸、横は二・三寸一・三寸、短の縦は二・三寸、横は三寸である。袈裟の縁は一寸、葉は二分五分の大きさである。（次頁参照）

三、十一世悦堂愚禪と老山要玄

万松寺（名古屋市中区大須）十五世、齊年寺（常滑市大野町）十三世の老山要玄（？一七一九）の語録である『万松老山和尚遺稿略編』（以下、『略編』と略称）をみると、法持寺十一世悦堂愚禪を悼んだ偈がある。それは、

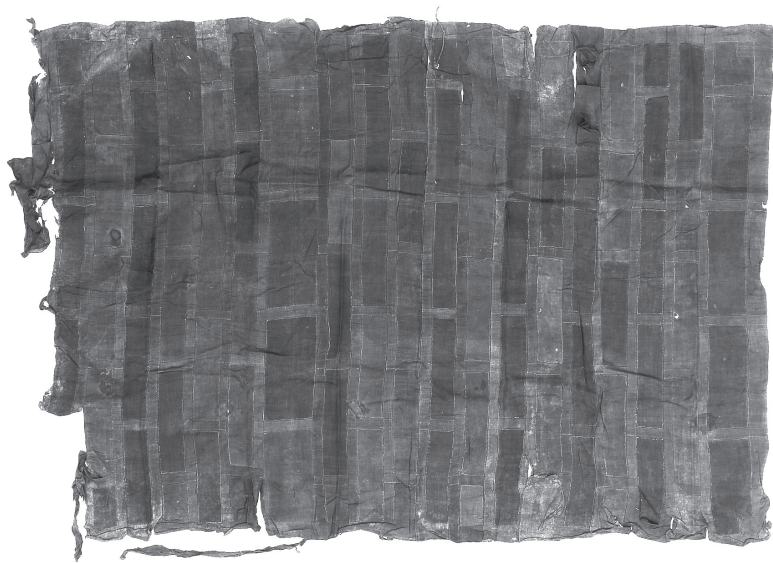
豈謂蓬萊白鳥山悲風伝テ計到ニ人間ニ宝蓋降龍竜何テ去ク
金錫飛騰鶴不レ環ヲ惟有リ三閨花残ニ祖苑ニ更無シ參士扣ク
関ニ糸綿釣リ尽ス前灘月恨殺扁舟隱ニ碧湾ニ

とあり、悦堂が元禄十三年（一七〇〇）三月二十四日に遷化した後に述べられたものである。しかし、老山と悦堂の交流がどれ程であったかは明らかにならない。

『略編』は享保九年（一七二四）十一月に京都の杉生五

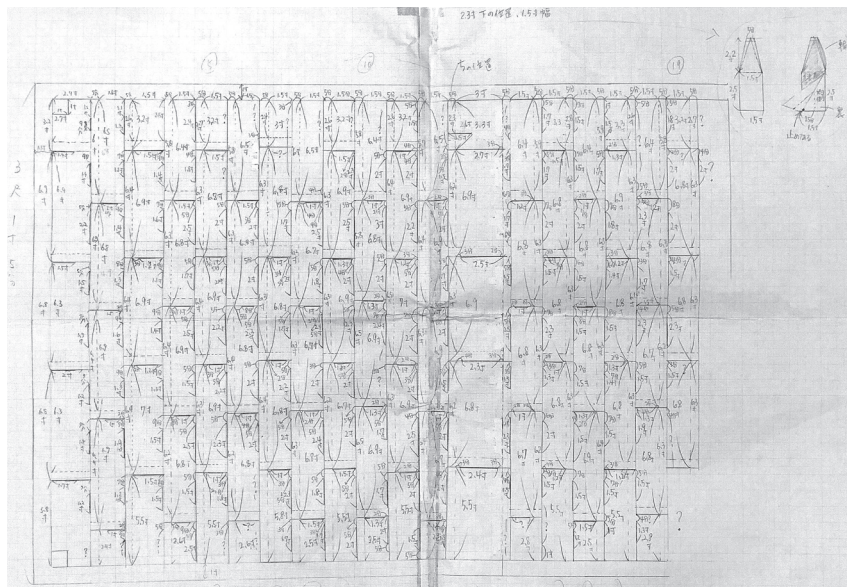


(表)



(裏)

開山明谷義光の二十五条衣（常安寺蔵）



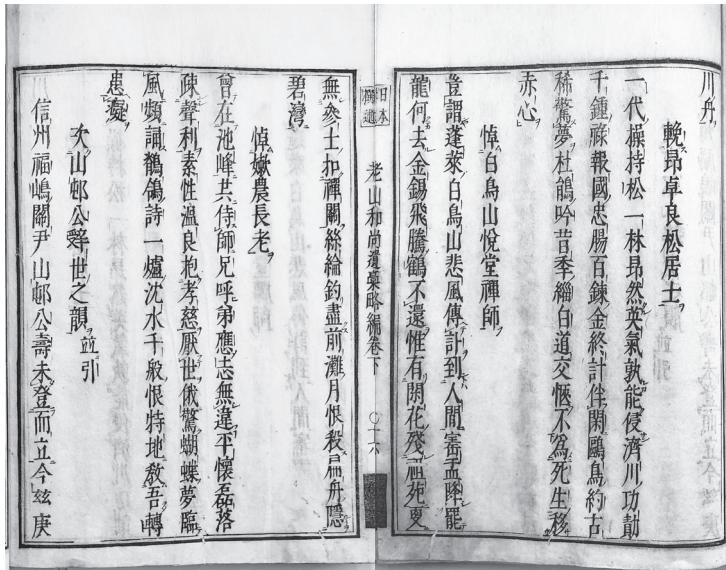
二十五条衣の仕立図

郎左衛門によつて梓行され、上下二巻である。嗣法の弟子である文山梅英（斉年寺十四世）によつて編集され、享保九年四月に大徳寺（京都市北区紫野大徳寺町）二七三世の大心義統による題と同年三月に正盛院（愛知県知多郡阿久比町）六世密潭道徹の跋がある。その跋には、

……今齊年文山英公欲略印ニ行、乃師老山和尚遺棄ノ嘱、予選、之ヲ固辞、而不レ許、焉、是就ニ正衆道密智公所レ録、全集六巻之中、一摘ニ取詩偈之佳者、以答ニ盛意、英公編為ニ巻、又嘱ニ跋於予、遂以付ニ諸割、蓋、圖、レ、伝、ニ、乃師之道於天下來世、也、後之覽者、其以レ意逆、志若偏泥、文字言句、而却失ニ妙道、徒馳ニ於風騷之境、則孤ニ負、斯集印行之本懐、矣、是為レ跋、

とあり、本書を編集した由縁が記されている。

これによると、文山梅英が本師（老山要玄）の遺稿をコンパクトなものにして梓行するため、その編集を密潭に委嘱した。密潭は固辞したが許されず、正衆寺（愛知県知多郡南知多町）十一世の道密禅智が編集、記録した『万松老山和尚遺稿』（以下、『遺稿』と略称）六巻の中から適宜に詩偈をとり出した。それを梅英が二巻に編集して密潭に跋



『老山和尚遺稿略編』卷下 十六丁

を願ひ梓行したのである。『遺稿』は現在、齊年寺に所蔵しているが、享保四年（一七一九）七月二十日に老山は示寂しているところから、その三年後の同七年八月に完成した。それに翌八年十二月には雲興寺（瀬戸市白坂町）二十一世興倫元苗の序を得て文章の体裁を整え、六巻の装丁に綴じられたのである。

巻一の第一丁には興倫の序があり、巻六の末尾には「享保第七載壬寅八朔 智道密稽首和南 書于州之池阜草窠西廊下」と道密の跋がある。編者の道密は出山道白の法嗣であり正衆寺十一世である。老山は「祭文」の「祭受業青雲老和尚一文并序」に、

維時享保二季丁酉孟冬初七我師正衆十世青雲老和尚示寂于池水山前旧正覺隱廬於是住州之万松禪寺不肖弟子要玄恭迎三七忌辰謹設菲薄奠告以詞曰とあり、享保二年（一七一七）十月七日に遷化した正衆寺十世の青雲嫩膺に受業していることがわかる。そこで、万松寺に住持していた老山は不肖の弟子として二・七日忌辰に祭文をあげている。このような正衆寺との関係があるところから、道密は老山の遺稿を編集したものと考えられる。

『遺稿』と『略編』の構成を対照してみると、

万松老山和尚遺藁目録

万松老山和尚遺藁略編

卷第一

法語 一十八首

仏事 点眼安座 一十四首

仏誕生日 二十三首 仏涅槃日 二十六首

仏成道日 二十七首 達磨忌日 一十七首

永平忌 一十三首 雑香語 三十四首

偈頌 三十八首

卷第二

偈 五十八首

銘 四十八首

贊 一十二首

序 七首

疏 二首

記 三首

続『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考 (川口)

卷第四

序

卷之上

仏事

雑偈頌

書 六首

卷第三

下炬仏事 七十二首

卷第四

古詩 一十六首

五言律詩 九十五首

七言律詩 五十八首

卷第五

七言律詩 一百六十首 都計二百零八首

祭文 一首

卷第六

五言絶句 一首

七言絶句 四百九十四首

一発七終 一首

卷之下

五言古詩 七言古詩

五言排律 七言長律

五言律詩 七言律詩

五言絶句 七言絶句

跋

となる。なお、悦堂への追悼偈は『遺稿』にあり、文山梅英が『略編』にも採用して梓行されたため、老山と悦堂との関係を世の人々は知ることができた。そのため『略編』の刊行の意義は大きいものといえよう。

統『熱田白鳥山法持寺史』補遺考（川口）

（一） 卍山道白門下の道密禪智については、森田清之助『傑僧卍山』（大正十五年二月、卍山会）八十七頁に、

31 尾張正衆寺道密禪智師

寛文十二年尾張に生る、禪師に鷹峯に参じて左右に親近すること六七年、或は蓬窓に西海に侍し、或は旅邸に江戸に従ふ、百事蝟集之を処理して晏如たり、若し少しも閑暇ある時は、禪師の肌体を按摩して益を請ふ、禪師亦瀕和の手を垂れ、針を痛処に下す、宝永六年絶学、法を大乘に開き師をして分座せしむ、明年冬復た鷹峯に帰る、後尾張日光寺に住し、幾くもなく正衆寺を董す、諸堂を鼎建し三たび大会を建つ、道価一時に高し、其心謙恭尤も慈悲多し、家風磊落人識り易からず、享保十年七月廿三日正衆寺に化す、世寿五十四、嗣五人あり。

四、十六世俯貫雄道の示寂前後

『法持寺史』一九四頁によれば、十六世俯貫雄道は天明七年（一七八七）四月九日に、天徳院において六十四歳で示寂したとある。示寂前後の様子はまったく明らかでない」と記されているが、『法持寺史』刊行後に天徳院の公用留や壁書などの存在を知り、それによって示寂前後の様子が

明らかになる。

まず、本堂に掲げられている朱墨で書かれた壁書の「暦代年譜」によれば、

十四世和尚天明七丁未年四月十日至于今

とあり、示寂日が四月十日となっている。また、慶応二年（一八六〇）三月に改めて書かれた日分行持の「十四日」の午時には、「十四世合大悲咒」とあり、十四日になっている。

次に、天徳院に所蔵する公用指南の「加州石川郡金沢城梅檀林獅子峯金竜山天徳禅院曆住年譜」によれば、

良高之嗣寂照々之嗣雷洲々之嗣雄道也

十四世府貫雄道大和尚留二卷

應 太梁院殿之請

天明六丙午五月十一日進山開堂尾州白鳥山ヨリ移転也同曆七年丁未四月十四日遷化土葬也十八日送葬二十日中張行法事

とあり、太梁院殿（加賀藩主十一代治脩）の請によって天明六年（一七八六）五月十一日に進院し、翌七年四月十四日に遷化したため、十八日に土送葬を行い、二十日に中陰法要（初七日）を行っている。これにより、遷化日が四月



天徳院の雄道の位牌と卵塔

十日と十四日の二説のあることが明らかになる。

次に公用留をみると、雄道に関しては天明七年二月三日より五月二十七日に至る「雄道和尚並無住留」のみが存在する。明和六年より天明二年に至る十二世大年素有代の「大年和尚留」の後半である天明三年から同七年二月二日までの留は、残念ながら存在しない。そのため雄道の入院した天明六年五月十一日前後については明らかにならない。

そこで、公用留から雄道の晩年の様子をピックアップすればよいが、それは別機会に譲り、ここでは公用留や療養による医者などの様子を記した二種の文書を取りあげた。

その一つは「天徳院雄道和尚被及大病御医者等被下并遷化取捌一件」（以下、「取捌一件」）で、天明七年四月十一日から十五日までの記事である。もう一つは「寺社方早引」に所収しているものである。「寺社方早引」は乾坤二冊本で、「乾」には諸札定文、旧例等、御法名、諸宗触頭、奥書裏書物などの部がある。「坤」は宝円寺、天徳院、瑞竜寺などの和尚遷化と後住の件などがあり、その中の「十八天徳院雄道和尚遷化并恵剛和尚後住一件 附雄道和尚病中御使者被下物有之候一件」が該当する。これは四月十二日より後住

の金嶺慧剛が就く六月二十九日までの記事である。

両文書とともに金沢市立玉川図書館の近世史料館に所蔵しており、両文書とも富田権六郎旧蔵となっている。「取捌一件」は表紙に「富田外記」とあり、『加越能文庫解説目録』下巻（昭和五十六年五月 金沢市立図書館）二六一頁の解説には「富田貞直（外記）編」とあるが、『石川県史資料 近世篇(8)』（平成二十年十一月 石川県）一五〇頁の「諸士系譜(一)」の「富田氏」によれば、富田貞直は魚津在住で御近習御用を勤めた二千四百石の人持組の藩士であった。天明三年（一七八三）六月八日に五十五歳で亡くなっている。そのため年代的には該当せず、その孫にあたる貞行（外記）のことであろう。貞行は文政二年（一八一九）から六年にかけて寺社奉行を勤めており、同九年（一八二六）に若年寄、天保十三年（一八四二）七月八日に亡くなっている。したがって、富田貞行が編集したものを、その子孫の権六郎が所蔵することになったものであろう。

両文書を対照してみると「取捌一件」の方が詳しく、「寺社方早引」の該当文を所収している。また、後任の件に関しては「寺社方早引」のみにいう。そのため「取捌一

件」を中心にながめ、その後に「寺社方早引」のみにある後任の件をあげてみよう。

天明七丁未 四月 富田権六郎

百十三

拾八枚

天徳院雄道和尚被及大病御医者等被下并遷化取捌一件

富田外記

当院方丈去秋以来相滞被申候ニ付、内藤彦助松田紹安等療養仕候之処、指引も有之候ニ付、御医師之内内山養福老丸山了悦老相招診察被致候処、次第勞倦之由被申聞候、尤當時療養ハ養福老ニ御座候、依而為御断如此御座候、以上

天徳院

役者印

四月

寺社御奉行所

拙僧義、去秋以来持病之疝積相滯、頃日別而指引も有之
難儀仕候ニ付

中将様御帰城之上、御參詣之砌、御送迎等も難相勤御座
候間、此段宜敷御執成頼入存候、以上

天徳院

雄道印

未 四月十一日

西尾隼人殿

横山又五郎殿

篠原監物殿

拙僧義、去秋以来持病之疝積相滯候処、今朝⁵別而指重
り候様存候条、右為御断如此御座候、以上

天徳院

雄道印

未 四月十二日

西尾隼人殿

横山又五郎殿

篠原監物殿

当院方丈、去秋以来相滯被申候ニ付、内藤彦助松田紹安
等療養仕候処、指引も有之候ニ付、御医師之内山養福
老丸山了悦老相招診察被致候処、次第困勞之由被申聞
候、尤當時ハ松田紹安療養ニ而御座候処、段々重ク相見
無心元旨右医師申聞候、依之外之医者中ニも診察御座候
様仕度存候、此段宜敷被仰付可被下候、以上

天徳院

役者印

四月十二日

寺社御奉行所

当院方丈、去秋以来被相滯候ニ付、高岡町医者内藤彦助
相頼療養被致候得共、尔々無御座候ニ付、松田紹安相頼
療養有之候得共、指引等有之候ニ付、先頃以来御医師内
山養福老丸山了悦老相招診察有之候処、尔々無之病症之
旨被申聞候得共、養福老江療養頼被申度旨ニ而菓服用御

座候得共、相替儀無御座、其上養福老断之趣も御座候ニ付、重而紹安葉被用度旨被申、当時療養者松田紹安ニ頼置被申候処、今朝方段々指重候体ニ相見無心元御座候ニ付、早速紹安申遣診察之所指重候段申聞候、依之外御医師ニも診察有之候様ニ仕度奉存候間、宜様被仰付可被下候以上

天徳院

役者印

四月十三日

寺社御奉行所

天徳院和尚去秋以来持病之疝積被相滞候処、今朝方別而指重候段紙面被指出候、且又療養之義御医師内山養福等是迄診察仕候得共不軽様子ニ付、外之医者診察之義役者方も紙面指出申候付、急変も難計奉存、御医者小瀬甫庵関玄迪早速御寺江罷越致診察候様申渡候、猶更委曲之義、明日御城罷出可申上候得共、先紙面を以御案内申上候以上

四月十二日

篠原

本多安房守様

天徳院和尚気分被相滞候処、今朝より指重候趣断ニ付、先刻以紙面御達申上候、然所病氣弥被及大切候段役者罷出申聞候ニ付、即刻同院江私罷越相詰居申候、御医師小瀬甫庵関玄迪江病体相尋候処、別紙之通申聞候、且又松田紹安義是迄致葉口候付、是又様子相尋候所、別紙之通申聞候、此等之趣明日二ノ御丸江罷出御達可申主従共先以紙面右病体右等式通御達申候以上

四月十二日

本多安房守様

篠原

天徳院和尚客子致診察候処大切至極、私共治法存寄無御座候以上

四月十二日

小瀬甫庵
関 玄迪

同院

御役者中

天徳院和尚去年以来御滞被成候処、尔々無御座候ニ付、
当春私義被仰下診察仕候処、以之外御大切之御様子容易
ニ御療治難仕段申上候へ共強而御療養仕候様ニ被仰聞候
ゆへ、三月六日方同下旬迄御療治仕候へとも、尔々不被
成候間御転葉御座候様達而御断申上候、然所内山養福老
江御療治被仰談、当八日迄御療治御座候所無抛断ニ付、
重而私へ診察被仰付候得共、最早御疲甚御療治無御座候
段申上候処、方丈様私御療治御好之由被仰聞難默止奉存
参姜湯迄用ヒ置申候、先御同篇ニ而御統被成候内、今曉
別而御疲労相募只今ニ而御大切至極御座候以上

未

四月十二日

御役者中様

松田紹安

只今御指図之趣ニ而御医師小瀬甫庵老関玄迪老被相見方
丈病体被致診察候処、極大切之由ニ而療養之存寄無之旨
別紙医業之通被申聞候、依而為御断如此御座候以上

天徳院

役者印

四月十二日

寺社御奉行所

当院方丈病体次第指重リ、最早薬水も通不申依而為御案
内如此御座候以上

天徳院

役者印

四月十三日

寺社御奉行所

天徳院和尚被相滞候ニ付、今日為御尋御小将御使被遣候
御様子ニ候、其節ハ代僧ヲ以御礼被申上候ニ付、代僧致
登城候間為御心得申進候以上

四月十三日

篠原

菊池大学様

御同役

天徳院和尚病氣指重被及大切候ニ付、今日御使者を以被
遣物御座候、右為御礼代僧登城有之候間、為承知申達候

以上

四月十四日

篠原

石川御門

御番人中

天徳院和尚病氣此節被差重候由ニ付、今日御小將を以御尋被遊明日ハ御使番を以被遣物御座候管ニ候間、内々為御心得此段申進置候以上

四月十三日

篠原監物様 遠藤両左衛門

天徳院

去秋以来御病氣之所此節被指重候段被聞召候、無油断被遂療養候様ニ与思召候、依而以御使者御尋被成候

右申述病氣之様子委細承可罷帰候

御使

御小將

四月十三日

天徳院使僧口上

先刻御上使為御礼代僧竜徳寺登城仕無滞相滞只今罷帰申候、依而御案内申上候以上

四月十三日

当院方丈、病体今朝ハ至而危急之様子ニ御座候、依而御案内申上候以上

天徳院

役者印

四月十四日

寺社御奉行所

朱書之分十四日之書入

四月十四日同様ニ申来候事

一 四月十三日御横目所ノ監物方江足輕使ニ而天徳院和尚病氣為御見舞追付御小將被遣候、為御心得申進候指急候事故、口上ニ而申進候旨申来候事

十四日同断 忠藏不快ニ付丹右衛門迄罷越

一 右ニ付即刻監物并取次吉江丹右衛門土谷忠藏天徳院江罷越間しつらひ等并役者進退等之義申談候

十四日御使番永原佐六郎九ツ時過布上下ニ而御茶壹箱内御束々式ッ入御干菓子壹箱

一御使御小將成田勘左衛門八半時頃布被遣外、同断上下ニ而御使被罷越候節玄関階下江知客竜仙和尚侍者一山和尚罷出一山和尚先立仕其跡を竜仙拜之間通り書院江致誘引候処書院上ノ間ニ而敷居之内ニ着座、夫一山并竜仙書院二ノ間方丈之方後ニいたし候て、兩人共致管待へ追付、竜徳寺方丈より罷出御口上可承旨申達候処、御口上被述候ニ付追付方丈へ可相達旨申述候而勝手江退候○其所ニ而御進物之品引○其間江干菓子薄茶指出候、茶碗引候所江監物罷出及挨拶候、其俣退候、其頃温飩吸物濃茶まで出シ、其次ニ出シ茶出候而相濟候尔付、竜徳寺罷出方丈御請之趣申述候、方丈様子被相尋候ニ付、口達ニ而病体申述畢而勘左衛門退出、最前之通り一山先立仕竜仙跡を罷越、役者兩人共階下江罷出及挨拶候

十四日同断

一御使往来共監物エハ、拜之間ノ二ノ間中程障子ヲ後ニ致候而扣居候事

十四日同断

続『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考(川口)

一太鼓堂之方、杉戸ヲ立、杉戸ヲ後口ニいたし、出家三人管待いたし候、其節取次丹右衛門忠藏儀ハ勝手之方廊下ニ扣居候事

十四日同断

一頃日致療養候、松田紹安為相詰置申候事

十四日同断

一御使退出ニ付、追付為御礼代僧竜徳寺致登城候ニ付、土谷忠藏二ノ御丸江罷越石川御門江も代僧登城之段申入、御奏者所并御横目所江申入候、追付竜徳寺表御式台へ罷越御畳之所江罷越候而より御小將出向虎之御間内江誘引有之候、伴僧四人跡を罷越虎之御間ニ扣居申候御徒通ニ而御茶出候、追付御奏者横山大膳前田左衛門罷出、口上承り御序を以可申上旨申述候而、追付代僧退出御小將御式台階上迄送り候事

十四日同断

一方丈御礼之口上左之通り袖扣ニ調候て、竜徳寺持參御奏者江相渡候事

唯今ハ御使者被成下拙僧気色之様子御尋被遊御懇之御儀忝仕合奉存候、以代僧御礼申上候

統『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考（川口）

此段御序之時分宜被仰上可被下候以上

一 竜徳寺登城ニ付、御城中道筋案内之ため監物方足輕壹人

指 添申候事

一 十四日御進物請取候出家階下江四人出ル

一 十四日御使御口上之覚

御氣滯之儀、頃日如何様子被聞召度思召依而為御見

舞兩種被相贈候

一 同日天徳院使僧口上

先刻御上使為御札代僧竜徳寺登城仕相濟、只今罷歸

申候、依而御案内申上候以上

四月十四日

天徳院和尚病氣為御尋今日御使番を以被遣物御座候筈ニ

御座候、即日為御札代僧登城仕候間為御承知申進候以上

四月十四日

菊池大学様

御同役

当院方文療養不相叶只今被致遷化候、右同御案内如此御

座候以上

天徳院

役者

四月十四日

寺社御奉行所

天徳院和尚遷化ニ付同院諸事

天徳院和尚遷化ニ付同院諸事

縮方之義可申渡旨御紙面致承知候縮方之義可有御申渡候

為其如此以上

御座候以上

四月十四日

四月十四日

篠原監物殿

宝門寺

宝門寺

篠原

覚

一 明十五日申之刻、遺骸境内ニ土葬仕候

一 当十八日巳之刻遺葬之式仕候

一 当廿日初七日法事執行仕候

天徳院

役者

四月十四日

寺社御奉行所

覚

一六人 明十五日申ノ刻土葬之節警固

一式拾人 当十八日巳之刻葬式之節警固

一拾人 同廿日明六ツ時ノ初七日法事縮番人

右之通被仰付候様相願申候以上

雄道和尚

右唯今被致遷化候以上

四月十四日

篠原

横山

西尾

天徳院

役者印

四月十四日

寺社御奉行所

天徳院雄道和尚、只今被致遷化候由、役者及断候ニ付御

達申上候以上

四月十四日

篠原

横山

西尾

四月

本多安房守様

篠原

天徳院雄道和尚遺骸、明十五日申刻境内江土葬ニ付、警固足輕六人且又葬式当十八日申刻境内江土葬ニ付、警固足輕拾人同廿日朝六時中陰法事有之候間、右之節警固足輕拾人天徳院江相詰候様可有御申渡候、則御用番安房守殿相達置申候以上

四月

割場奉行衆中

篠原

猶以明日足輕天徳院江罷越役者指図を請候様可有御申渡

本多安房守様

天徳院

続『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考（川口）

候以上

当院方丈遷化ニ付、当十八日送葬之規式いたし候間寺中一統掃除被仰付可被下候以上

天徳院

役者印

四月十五日

寺社御奉行所

天徳院方丈遷化ニ付、当十八日送葬之規式有之候間掃除之義別紙之通申聞候条御申付候様ニ与存候以上

四月十五日

割場奉行衆中

篠原

これによれば、雄道は天明七年秋以来、持病の疝積で療養しており、内藤彦助や松田紹安らの医師に診察してもらっていた。そのため中将様（加賀藩主第十代前田重教）が天徳院へ参詣の折に、ご送迎を勤めることができなかった。その後、御医の内山養福、丸山了悦を招いて診てもらい、さらに小瀬甫庵、関玄迪らにも診察を受けた。

四月十三日には薬水も通らない程で、登城には代僧を遣

わした。翌十四日には藩主より御見舞があり、その御礼を代僧（竜徳寺）が行い、天徳院へ帰山したところ遷化された。そこで、十五日申刻（午後四時）に遺骸を境内に土葬し、十八日巳刻（午前十時）に葬儀、二十日に初七日法要を行うことになった。そのことを寺社奉行所へ届けるとともに、十五日には六人、十八日には二十人、二十日には十人の警固の足軽や番人の要請も願っている。さらに十八日の葬儀までの間、寺中の掃除をすることも願った。

次に「寺社方早引」にある後住の金嶺慧剛の件については、此末葬式等之節警固足軽等之御取捌方前ニ記有之宝円寺仏山和尚遷化之節振と同様ニ付爰ニ略ス

今度天徳院雄道和尚被致遷化候而遺書相調被置候ニ付御達申候宜敷御取計御座候様致度存候以上

未 四月廿一日

西尾等三人殿

宝円寺印

天徳院雄道和尚遺書并添書被調候ニ付兩役者を以宝門寺
方被指出候ニ付上之申候以上

四月廿二日

篠原横山西尾

本多安房守様

寺社奉行へ

天徳院雄道和尚遺書名添紙面を以被出之則入御覽候処右
後住被相願置候内越後国長岡長興寺現任恵剛長老可申渡
旨被仰出候条可被申渡候事

四月廿六日

天徳院雄道和尚後住之義被願置候内越後国長岡長興寺恵
剛長老後住被 仰出候旨被仰聞奉得其意候於拙僧忝次第
奉存候尤夫々可申渡候以上

宝門寺

千英印

未 四月廿六日

西尾等三人殿

続『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考（川口）

天徳院後住被 仰出之趣宝門寺江罷越申達候所則御請召
出候ニ付上之申候以上

四月廿七日

篠原

本多安房守様

此末新命和尚到着之上進山開堂之式等前ニ記有之分与同
様之趣ニ付略

一 入院之節御奉行衆六半時方御詰被成候取次茂兩人相詰候
事

拙僧義御寺住職蒙 仰忝仕合奉存候御序を以繼目御礼申
上度奉存候此段急被仰上可被下候以上

天徳院

恵剛印

天明七年六月廿八日

西尾等三人殿

天徳院

恵剛和尚

右御寺住職被 仰付昨廿八日被致入院候依之御序次第繼
目之御礼申上度旨書付を以被相願候ニ付上之申候以上

六月廿九日

西尾篠原横山

村井又兵衛様

此後御礼一件替ル取口方無之事ニ付留略

拾九

とあり、葬儀の警固、足軽などについては宝円寺の仏山が遷化した時と同様であるため略したが、四月二十一日には雄道の遺書の取扱いについて宝円寺より指し出され、後住は越後国長岡の長興寺住職金嶺慧剛へ申渡すことをいつている。そこで六月二十八日に、恵剛が入院し継承した。

五、十七世退歩玄妙の開堂録と涅槃像の画師

法持寺十六世俯貫雄道は、天明六年（一七八六）三月か四月頃に法持寺を退董し加賀前田侯の要請に応えて天徳院（金沢市小立野）へ転住した。そのため法持寺後住（十七世）には、竜潭寺（岩倉市本町）十九世の退歩玄妙が就いた。最近、その開堂法語がみつかった。それは神応寺（八

幡市八幡西高坊）に所蔵するもので、題簽には「退歩和上法持寺開堂録」とあり、「愚白和尚瑞竜寺開堂」とともに九丁の和本として綴られている。神応寺三十九世祖心是道（？—一九〇）が所蔵していたものであるが、どのような理由から所蔵することになったかは明らかでない。

次に、開堂録をあげてみると、

開堂法語

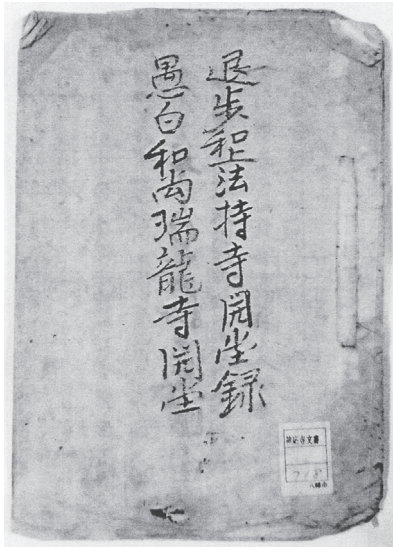
者一弁香二儀之根万像之母龜齡鶴算最古吉祥恭熱向宝
炉端為祝延今上皇帝聖躬万歳万歳陛下仰願義皇
世之治遠伝豊葦原之国久隆者一弁香不帶春陽秋露功何
齊桂蘭肥膩□恭熱向炉中奉為

政夷大将軍源公上倍鈞算伏願篤恭□溢乎中国威權施及
千蛮貊

者一弁香涅而不涅磨而不磷仁惠慈沢之所生成恭熱向炉
中奉為

本府城主大納言公殿下増崇福寿伏願久懷佐之才能飽周
召之徳蘭孫蕙子秀苗榮茂文武寮寮衛護清肅

者香根柢瞻屈空劫枝葉鬱葱今時恭熱向炉中供養
当山開山大和尚及歴住諸大禪師昔遊方參見諸大善知識



「退歩和上法持寺開堂録」表紙

金山釣老和尚受業本師舜山民老和尚以要知恩報恩者香善根山上代得了功德海中磨洗來熬向炉中回向三冬供物需道俗十方有緣檀信所願頓証菩提永保慧命有一弁香曾在金山山頂蘭蔗台畔取得半片呈東呈西中間撞著瞎眼耳聾何師被錯一頓擊碎自尔天下失伽今日拈出恭熬向炉中供養
吾本師釈迦文仏第七十六世泉松開山鉄文樹老和尚以口從前冤讐

索話 妙齡天嗣自重瞳尊貴威嚴鎮六宮規規步從來不出禁闥人祇得頌芳風此中若有不觸尊貴底漢出來祝贊
問答
不録

者箇靈山現一華瑞少林流五葉芳囀累聯綿將錯就錯瓜颯縱橫填溝塞叢來処非曹溪去処豈在西天說不得妙難思瑠璃殿上玉女拋梭明月堂前木人撫掌堅弘曰山僧開堂不離此用不即此用攪江河作酥酪麥大地作黃金自利利他觸処現成誰道因淮池月照郢陽春不知金地相ヲ攸鉄杵抽枝抽枝風光入囟爻象分祥南山獻寿衆星拱北帝基鞏固仏運紹隆野老謳歌村田長棗畢竟是憑誰恩力擊弘曰金輪統撰四天下万像円一枚一印中
妙頭陀福惠淺薄老來衰骨無補法門有冤祖宗錯塵華座招晒於大方汗顏無把掩恭惟
靈鷲堂頭舟公大和尚法泉遠流開翁一子常匡洪衆主宰一方今日惠然來金槌一擊仏魔失便慈恩重於几鼎感謝何足恭惟名山專便大和尚暨諸山列刹著旧同門隣峯扶助尊年玉趾賁臨籠光映座揣分堪感激
又惟山門兩序闔寮昆仲四來僧伽共是緇門棟梁禪河砥柱左祖法席全忘吾我道好何時忘

拳趙州諡禪師因侍者報日大王来也州日大王来也万福者未到在州日又道来也侍者岡措趙州有運斤之手侍者無就斷之資若向山僧道大王来也下床曲躬低頭道未到在背後振一拳且道諸訖在什麼処良久日涎前汗馬無人識只要重論蓋代功伏惟衆衆久立珍重

とあり、この法語から従来知られていなかった退歩の伝記が少し明らかになった。それは受業師が舜山帝民であったことである。舜山は妙劉寺（豊川市東上町）七世で、同寺の過去帳によれば、

七世舜山帝民大和尚明和七寅五月廿二日野口邑永福寺示寂於当山葬当国平尾邑茂兵衛ノ子也

とあり、当国平尾村の茂兵衛の子で、明和七年（一七七〇）五月二十二日に永福寺（豊川市野口町）で示寂している。また、大陽寺（三重県多気郡大台町）四世でもある。退歩の首先地栖林寺（駒ヶ根市東伊那）の過去帳の廿七日の項には、「九世退歩玄妙大和尚三州之人」とあるところから、出身地は妙劉寺の所在する旧愛知県宝飯郡一宮町（現在、豊川市）周辺であったと思われる。本師の鉄文道樹は、同じ三河国の設楽郡古戸村（現在、愛知県北設楽郡東栄町振草字古戸）の出身であったところから同郷の三河で

あった。しかし、生家などは確認できない。

その後、功山寺（金山、下関市長府川端）十八世大暁高鈞（？—一七六一）に参学しており、また、靈鷲院（日進市赤池町）十世仏海慈舟（一七四五—一八二二）にも参じていたことが法語から知ることができる。

次に、退歩の法持寺住持時代である寛政三年（一七九一）二月に常什具となった涅槃像の画師について考えてみよう。『法持寺史』二〇〇頁では、水谷法橋憬甫が画いたとある。憬甫について不詳であったが、密門の撰述した『真言宗持物図釈』において、僧徒の所持物を図示している。同書は、安永九年（一七八〇）十二月八日に戒城、如実ら九人によって刊行される跋を記しており、天明元年（一七八二）九月に「金剛峰寺真別処蔵版」として、京都の「平楽寺 村上勘兵衛」より刊行された。内容は真言宗僧徒が修行生活をする上の所持物を図示しており、それに律典などを引用して証明し解説を加えたものである。

図は『有部律』による三種の僧伽胝衣、上著衣、內衣など『四分律』による六物、『梵網經』にいう十八物、秘密乘で用いる念誦、三杵、如意、扨子、団扇などが画かれ



『真言宗持物図釈』の画師と落款



法持寺蔵涅槃像の画師名と落款

ている。図の最後に「水谷法橋憬甫画 卍卍」とあり、法持寺の涅槃像にある落款と同じである。年次も安永、天明、寛政と同時期であるところから同一人物と考えられる。したがって憬甫は、『真言宗持物図釈』の図を画いた後、法持寺の涅槃像を画き、寛政三年二月に退歩によって法持寺の常什具となったものと考えられる。

六、法持寺で行われた田鶴丸の葬式と大法会

『法持寺史』二二五頁に、第二十五世石雄恵玉代の天保六年（一八七五）十一月二十一日に法持寺で狂歌師の田鶴丸の追善法会が行われたとある。その出典は、小田切春江の『名陽見聞図会』第四編（下）（昭和六十二年一月 美術文化史研究会）四六五頁の天保六年十一月二十一日の項によっているが、それには、

△廿一日、熱田白鳥山にて、狂歌師・田鶴丸追善法会執行。此、田鶴丸といへるハ当国の人にして、久しく上方に在しが、故ありて長崎に遊ぶ事あり。其帰路に播州明石の沖にして、難風に逢、乗たる舟破て乗合悉く死す。田鶴丸ハ纜にとりつき、からうじて命たすか

続『熱田白鳥山法持寺史』補遺考（川口）

り、小船にたすけ乗られ岸に上りて、さまぐとかい
ほうせられ、扱、尾張の田鶴丸といふ者のよしいひ終
り、其後、息の下ろ

有難や 底のもくずと なりハセで

身ハうき草の 岸にこそよれ

といへる辞世の一首を残して、終に此世を去られける
となり。されバ、今日当地にても門弟あつまりて法事
をなせしとぞ。

とある。また、今回新たに見出した小寺玉晁の『天保名府
太平鑑』（国立国会図書館蔵）卷之二の天保六年十一月廿
一日には、「熱田白鳥山法持寺おみて、狂言師橘菴田鶴丸
葬式并大法会有之、委敷ちらしに有は爰に写」とあり、葬
式と大法会の詳しいちらしの写しが紹介されている。それ
をあげると、

橘菴田鶴丸靈寿居士

葬式并大法会

十一月廿一日四ツ時不論晴雨、熱田白鳥山におみて

執行

橘菴翁、ことし閏月の末、おもふことありて肥の長崎



『天保見聞名府太平鑑』表紙

にまいられしが、そのかへるき神無月のはしめ三日
夕、播磨の明石新浜といへるところに船はてられし
か、その夜、俄にはやて吹来りて大涛のためにふね覆
り、乗合し人々とともにそののみくつと成なむとせし
を、翁はともつなに取つきねんしゐられしまゝ、浦の
小舟助のせていそにあけ、さまぐいたはり物せしか
は、からうして、息出、尾はりの田鶴磨ことなん、
たゝひとこと名のられしか、そのうちいとほそやかな
るこかねにて、

ありかたやそのもくつとなりはせて、身はうき草のきしにこそよれといひさして、七十あまり七とせにてなん、むなしくなられしかは、かしの司よりおこなひて、明石の長林寺に葬たるよし。都難波の友より、つけおこせたれば、翁に親しきはさら也。た、うち聞し人々までも、手にもちし玉の落し心ちせられて、かなしさやるかたなきあまりまめたち給へり。

人々思ひはかりて、とみにかしこに人やりて、みぎなのなきあと何くれのおこなひなんと、また、くはしく事のやうをもたつねさせはやと、翁の養ひ子恵海、はた不斷庵玉湧等にかたらひて、かしこにやりつそが婦るをまちてみぎなのなきたまを、熱田の白鳥山において葬り、はた諸山の僧衆に乞て法会を行はんと企たる也、あはれおきなめゆかりの君、此日かしこにつとひ給ひて、ともに御回向なし給はらんことをこひねかふになん

執事

とあり、田鶴丸は本年閏月の末に長崎へ行つた。その帰りの十一月三日夕に、明石の新浜に船は着いたが、その夜に

続『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考（川口）

は疾風が吹き、大波のために転覆して乗っていた人は亡くなった。しかし、田鶴丸は小船に乗りかろうじて助かったが、その後、歌（辞世）を詠じ治療の効なく七十七歳で歿した。そのため明石の長林寺に葬られている。京や難波の友人らが悲しみの余りに訪ねてきて、田鶴丸の養子恵海は亡き霊を供養せんために白鳥山で葬り、諸山の僧衆を頼んで法会を行なうことになった。そこでゆかりの人が集り、ともに回向されたと法持寺の執事が記している。

七、護法会に寄附した檀信徒

護法会は両大本山、宗務局、専門本校の永代維持のための資本金（永代祠堂金）を作ろうとして、明治十五年五月八日に久我環溪、畔上棟仙の両本山貫首が合議して設立されたものである。設立の趣旨を「緒言」からみると、耶蘇教は年々数十万円の資財により弘法伝道しているが、仏教各宗派は資財がない。そのため曹洞宗では、護法会を設け各寺の檀信徒より両本山などの永代祠堂金を募り、固定した基本金を作ろうとした。そのため檀信徒一戸につき一口、あるいは数口の加入を願い、同十六年一月より同二十

年十二月までの五年間の限りとした。寄附金は一口につき毎月金一銭宛で、寄附の口数によるが両大本山及び大学林で先祖累代の戒名を記した位牌を安置することにした。

明治二十三年に至って基礎金が確定した後、支弁方法について詳しい規則を設けるといっており、両大本山及び大学林に会員の姓名録を永世宝庫に納め、毎年一回大般若經を転読して家門繁栄を祈禱し、大施食会を修行して回向することが規定されている。こうして宗務局は、各府県の宗務支局及び全国末派寺院に対し護法会の設立を布達して、来る同十六年一月から同二十年十二月までの五カ年にわたり、加入者五十万口になることを目標にした。それによって、同二十三年以後の末派寺院の通常課出金を免除することにしたのである。（拙著『明治前期曹洞宗の研究』五二一頁以下、参照）

このように護法会は、両大本山を維持するための永代祠堂金を積立てることにして生まれたものであった。そのため財源を寺院に求めず、広く檀信徒に求めたのである。そして護法会加入者の姓名録、過去帳、位牌、納金領票などを調整し、それらを両大本山と大学林に納めた。その永代

供養名簿が永平寺に安置されており、「愛知県第壹号式」に所収する法持寺（八十八人）、洗月院（三十六人）、月笑軒（十七人）、梅尊院（三十四人）の担当した檀信徒の住所や芳名などをあげたい。

〔尾張国愛知郡熱田白鳥町法持寺担当〕

先祖代々	尾張国愛知郡熱田大瀬子町	鈴木長靖
先祖代々	同白鳥町	高木弥吉
先祖代々	同神戸町	山田善兵衛
実参道悟信士	同同郡	武藤全兵衛
実相貞昌信女	同中道町	
天山明運居士	同同郡	荻谷伊助
好道明善信女	同伝馬町	
徳淳明義信士	同白鳥町	加藤伝四郎
先祖代々	同同郡	藤井小重郎
先祖代々	同同郡	笹川源七
先祖代々	同同郡	野口慎三郎
良材不朽居士	同同郡	田中源助
教堂良訓居士	同同郡	浅井清助
	同木ノ免町	

先祖代々	同国同郡	成田善三郎
先祖代々	同国同郡	鬼頭七右衛門
先祖代々	同国同郡	梶川新造
先祖代々	同国同郡	鬼頭七左衛門
先祖代々	同国同郡	浅井平七
先祖代々	同国同郡	竹田喜右衛門
先祖代々	同国同郡	鬼頭重兵衛
先祖代々	尾張国愛知郡 熱田木ノ免町	鬼頭平四郎
先祖代々	同国同郡	成田友七
先祖代々	同国同郡	加藤治助
先祖代々	同国同郡	森吉兵衛
先祖代々	同国同郡	村上善蔵
先祖代々	同国同郡	木下孫兵衛
先祖代々	同国同郡	大橋与三郎
先祖代々	同国同郡	山田清三郎
先祖代々	同国同郡	山田大助
先祖代々	同国同郡	山田平吉
先祖代々	同国同郡	武藤定次郎
蓬仙永寿信女	同国同郡	
卓立節高信女	同大瀬子町	

続『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考(川口)

先祖代々	同国同郡	田中安蔵
先祖代々	同国同郡	杉本平七
先祖代々	同国同郡	山田助左衛門
先祖代々	同国同郡	鬼頭善次郎
先祖代々	同国同郡	石黒源右衛門
先祖代々	同国同郡	古橋与三郎
先祖代々	同国同郡	山田半兵衛
先祖代々	同国同郡	山田善四郎
先祖代々	同国同郡	鬼頭市左衛門
先祖代々	熱田城之内	古橋久三郎
先祖代々	同国同郡	山田長三郎
先祖代々	同国同郡	命用久太郎
先祖代々	同国同郡	浅井伝次郎
先祖代々	同国同郡	山田清助
先祖代々	同国同郡	加藤七左衛門
先祖代々	同国同郡	荻谷治助
先祖代々	同国同郡	中尾藤七
先祖代々	同国同郡	横井銀治郎
先祖代々	同国同郡	水野善右衛門

統『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考（川口）

先祖代々	同国同郡	伊藤清治	先祖代々	同国同郡	佐野六左衛門
先祖代々	同国同郡	伊藤清八	先祖代々	同国同郡	深井吉藏
先祖代々	同国同郡	高橋芳兵衛	先祖代々	同国同郡	勝川半七
先祖代々	同国同郡	荒川甚助	先祖代々	同国同郡	中川竹三郎
先祖代々	同国同郡	荒川万右衛門	先祖代々	同国同郡	内田半七
先祖代々	同国同郡	荒川甚吉	先祖代々	同国同郡	内田忠八
先祖代々	同国同郡	杉木甚七	先祖代々	同国同郡	内田七左衛門
先祖代々	同国同郡	日比野平吉	先祖代々	同国同郡	内田忠三郎
先祖代々	同国同郡	高木弥七	香輪妙転信士	同国同郡	
先祖代々	尾張国愛知郡 熱田東田中町	高津甚七	菊容微芳童女	尾張国愛知郡 熱田新橋	内田忠四郎
先祖代々	同国同郡	奥村林蔵	先祖代々	同国同郡	内田ミト女
先祖代々	同国同郡	加藤文四郎	先祖代々	同国同郡	伊藤小八
先祖代々	同国同郡	水野善右衛門	先祖代々	同国同郡	飯田善八
先祖代々	同国同郡	高木彦右衛門	先祖代々	同国同郡	中村ヒサ女
先祖代々	同国同郡	水野善治郎	忠肝道義居士	外堀町区	梶川初蔵
先祖代々	同国同郡	水野善右衛門	先祖代々	鳴海宿郡	森部甚三郎
先祖代々	同国同郡	加藤伝七	先祖代々	同国同郡	森部甚助
先祖代々	同国同郡	遠山力ネ女	先祖代々	同国同郡	加藤武兵衛
先祖代々	同国同郡	浅井藤四郎	先祖代々	同国同区	

先祖代々

同国同区
曾福女町

伊藤仙助

雪顔孩女

同国同区
石橋町

米倉徳三郎

慈現信士

同国同区
石橋町

米倉蒼吉

雪節栄松信士

同国同区
中道町

後藤米二郎

〔尾張国愛知郡熱田白鳥町洗月院担当〕

先祖代々

尾張国愛知郡
熱田旗屋町

岡本儀兵衛

先祖代々

同国同郡

岡本清吉

先祖代々

同国同郡

岡本作左衛門

先祖代々

同国同郡

津坂房治郎

先祖代々

同国同郡

鈴木甚七

鶴叟休臯居士

同国同郡

岡本才治

篆室周印大姉

同国同郡

小野田吉兵衛

先祖代々

同国同郡

水野新兵衛

先祖代々

同国同郡

横江藤八

先祖代々

同国同郡

神谷治右衛門

先祖代々

同国同郡

坂井庄治郎

金山清光信士

同国同郡
同西田中町

伊藤清治郎

続『熱田白鳥山法持寺史』補遺考(川口)

玉峯定性信士

同国同郡

伊藤長左衛門

先祖代々

同国同郡

山下勘助

先祖代々

同国同郡

水谷金七

先祖代々

同国同郡

水谷金左衛門

莊室道念信士

同国同郡

水谷金治郎

先祖代々

同国同郡

小貝善四郎

莊室智嚴信女

同国同郡
同中築地
同登り町

伊藤甚吉

花屋春栄大姉

尾張国愛知郡
同登り町

湯口新六

先祖代々

同国同郡

伊藤清三郎

先祖代々

同国同郡

吉野助八

先祖代々

同国同郡

鈴木弥兵衛

寿山秀光信士

同国同郡

加藤善七

大功徳仙信士

同国同郡

竹内信行

先祖代々

同国同郡
同御手本組

栗野弥七

梅林香天信士

同国同郡

前川佐蔵

积妙道尼

同国同郡

前川佐七

愛光玉姿童女

同国同郡

前川力女

統『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考（川口）

先祖代々 奥村喜兵衛
 同国同郡 同石橋町
 先祖代々 近藤善七
 同国同郡 同掛ヶ
 先祖代々 近藤与三吉
 同国同郡 同田中町
 先祖代々 牛田喜兵衛
 同国同郡 同神戸町
 先祖代々 竹内弥三郎
 同国同郡 同中道町
 先祖代々 村瀬半三郎
 同国同郡 同茶屋町
 先祖代々 村瀬半左衛門
 同国同郡 同町

〔尾張国愛知郡熱田白鳥町月笑軒担当〕

儉丁昌礼居士 尾張国愛知郡 熱田須賀町 鈴木治左衛門
 儉外良讓居士
 繁林道昌居士
 月海円明大姉
 儉中温讓大姉
 先祖代々 鈴木治兵衛
 同国同郡 同町
 先祖代々 井上信八
 同国同郡 同町
 清神高風信士 同国同郡 同西田中町 黒田惣右衛門
 先祖代々 加藤由兵衛
 同国同郡 同中町
 先祖代々 鈴木治八
 同国同郡 同旗屋町

先祖代々 青山喜兵衛
 同国同区 袋町
 賢岳俊道居士 同国愛知郡 則武村 青山光吉
 玉顔貞容大姉

梅含惠香童子 同国同郡 同村 青山徳兵衛
 一閑道空菴主
 月光無欠大姉

先祖代々 青山徳左衛門
 同国同郡 同村

先祖代々 青山徳右衛門
 同国同郡 同村

先祖代々 青山紋右衛門
 同国同郡 同村

先祖代々 大野喜三郎
 同国同郡 同村

大用顕機信士 尾張国愛知郡 則武村 青山猶吉

金山貞剛信女 同国同郡 同村 青山幸四郎

寿山永昌信士 同国同郡 同村

本室妙然信女 同国同郡 同村 青山吉右衛門

先祖代々 池場栄助
 同国同郡 同村
 同国名古屋区 下長者町

先祖代々

〔尾張国愛知郡熱田白鳥町梅萼院担当〕

先祖代々 中村雄之助
 尾張国愛知郡 熱田白鳥町

続『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考(川口)

先祖代々	同国同郡	中村五郎三郎	先祖代々	同国同郡	貝谷兵七
先祖代々	同国同郡	石川久兵衛	先祖代々	同国同郡	菊田甚七
先祖代々	同国同郡	山田庄吉	先祖代々	同国同郡	菊田新三郎
先祖代々	同国同郡	鳥居善三郎	先祖代々	同国同郡	鬼頭庄七
先祖代々	同国同郡	鳥居佐平治	先祖代々	同国同郡	久米勘治郎
先祖代々	同国同郡	林嘉七	先祖代々	同国同郡	鬼頭藤左衛門
先祖代々	同国同郡	古橋三左衛門	先祖代々	同国同郡	鬼頭辰治郎
先祖代々	同国同郡	洲崎万蔵	先祖代々	同国同郡	鬼頭庄兵衛
先祖代々	同国同郡	貝谷兵四郎	先祖代々	同国同郡	鬼頭庄三郎
先祖代々	尾張国愛知郡熱田町	三浦勘四郎	先祖代々	同国同郡	鬼頭与之左衛門
先祖代々	同国同郡	三浦勘助	先祖代々	同国同郡	鬼頭与八
先祖代々	同国同郡	山田庄右衛門	先祖代々	尾張国愛知郡熱田木之免町	鬼頭善兵衛
先祖代々	同国同郡	山田金蔵	先祖代々	同国同郡	貝谷兵左衛門
先祖代々	同国同郡	山田金七	先祖代々	同国同郡	林半三郎
先祖代々	同国同郡	山田善三郎			
先祖代々	同国同郡	鳥居孫六			
先祖代々	同国同郡	小林新吉			
先祖代々	同国同郡	村瀬文左衛門			
先祖代々	同国同郡	鈴木甚三郎			

八、戦前の境内の写真

戦前の境内や建物、碑などを知ることのできる写真が三枚みあった。

(1) 昭和十四年六月に建立された「鈴木そめ刀自」の碑で、除幕式、供養後に発起人一同が集まった記念写真である。碑は現在でも境内にあり、写真の向かって左側にある五輪塔、地藏石像も残っている。境内の広さや法持寺の往時を偲ぶことができる貴重な写真である。（熱田区大瀬子町・村瀬利男氏蔵）

(2) 昭和十四年十二月十二日に北支、大清河附近で戦死した古橋勇雄儀の一周忌法要が、同十五年十二月十二日に行われた。その時に墓前で撮った写真である。後方の建物は僧堂かと思われる。（南区明治・古橋敏雄氏蔵）

(3) 昭和十六年正月四日に法持寺の塔頭であった月笑軒（現在・月笑寺）で行われた鎮文芸部新年歌会での写真である。建物は月笑軒の書院で、向かって左手に若山牧

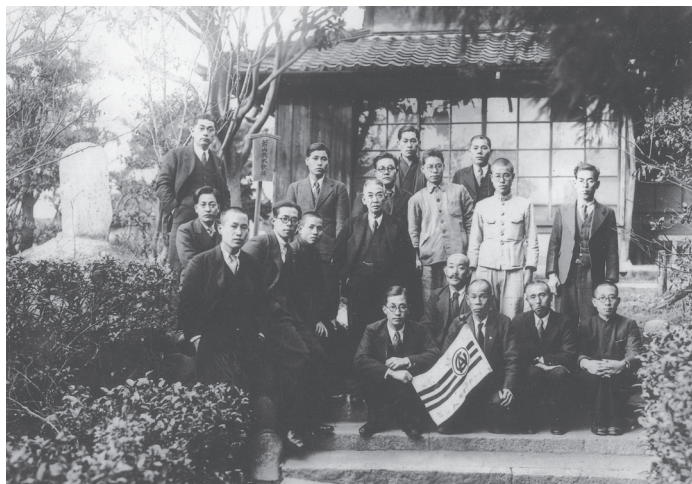
水の歌碑がある。牧水は明治四十一年以後、数回にわたり当地を訪れ、短歌会にも出席した。その縁により牧水没後、昭和十一年十一月に社友や有志の門人らによって牧水自筆の歌を転写し、歌碑が建てられた。戦災で法持寺、月笑軒は焼失したため、戦後に両寺は易地し、その跡地に宮中学が開校されて校庭に歌碑は移された。（熱田区明野町・月笑寺蔵）



(1) 鈴木そめ刀自碑の除幕式



(2) 古橋勇雄儀一周忌法要の墓前にて



(3) 月笑軒で行われた牧水新年歌会



牧水歌碑の裏側



現在の牧水歌碑（宮中学校校庭）